










訴 状

平成26年6月5日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	小川 隆太郎	
同	小田川 綾音	
同	高井 信也	
同	中島 広勝	
同	永里 桂太郎	
同	細川 潔	
同	本田 麻奈弥	
同	山下 優子	
同	渡邊 彰悟	

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

懲戒処分取消等請求事件

訴訟物の価額 710万0000円
 貼用印紙額 4万0000円

目次

請求の趣旨.....	3
請求の原因.....	3
第1 本件の概要.....	4
1 はじめに.....	4
2 当事者.....	4
3 懲戒免職処分の発令.....	5
4 本件懲戒処分.....	6
5 行政庁による処分の取消について.....	7
第2 原告のあゆみ.....	8
1 原告の幼少時代.....	8
2 こども動物園での勤務.....	8
3 温室植物園での勤務とホテル飼育の開始.....	8
5 「温室植物園」の廃止.....	10
6 「板橋区ホテル飼育施設」でのホテル飼育とその反響.....	10
7 本件処分に至るまでの異様な経過.....	12
第3 処分理由1：能登町及びイノリー企画にかかる処分理由について.....	12
1 はじめに～処分理由の摘示.....	12
2 原告らによるクロマルハナバチの研究及びその成果について.....	13
3 能登町におけるクロマルハナバチ事業の開始.....	16
4 クロマルハナバチの飼育とホテル館との関係.....	17
5 事業開始前後の経過.....	19
6 武蔵野種苗園の撤退とイノリー企画の登場.....	21
7 被告の懲戒処分の理由づけについて.....	26
第4 処分理由2：小山町にかかる処分理由について.....	31
1 はじめに～処分理由の摘示.....	31
2 原告のホテル再生支援の実績.....	31

122
田中 啓

3	被告の特許を使用したホテル再生の実現には、原告の存在が必要不可欠であること	33
4	有限会社ルシオラがホテル再生事業に関わるようになった経緯	34
5	原告が小山町のホテル再生に関わり、水路整備に至るまでの経過	35
6	被告の懲戒処分の理由づけについて	37
7	小括	41
第5	その他の処分理由	41
1	処分理由3：鶴岡八幡宮にかかる処分理由について	41
2	処分理由4：施設解錠および取締簿にかかる処分理由について	44
第6	手続的瑕疵	47
1	本件に関する手続について	47
2	告知・聴聞の機会の不存在について	47
第7	精神的損害	49
第8	弁護士費用	50
第9	結語	50

請求の趣旨

- 1 処分行政庁が原告に対し平成26年3月28日付で行った免職の懲戒処分を取り消す
 - 2 被告は、原告に対して、金550万円を支払え
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求めらる。

請求の原因

第1 本件の概要

1 はじめに

本件は、一地方公務員である原告に対する懲戒免職の事案である。

原告は、被告区内にある「板橋ホテル生態環境館」（その名称は後に述べる通り何度か変更されているが、現在の館を指す場合には以下「ホテル館」という。）において25年以上にわたりホテル（ゲンジホテル及びヘイケホテル）の累代飼育（世代交代）を成し遂げていた者であり、また毎年ゲンジホテルとヘイケホテルの夜間鑑賞会を実施する等して、板橋区内外から極めて高い評価を受けてきたものである。

被告はそのホテル館を一方向的に潰し、本訴状で述べるとおり、理由にもならないような理由で、しかも十分な手続を踏むことなく、平成26年3月28日、公務員にとっての死刑とも言うべき懲戒免職の処分（以下「本件処分」という。）を原告に対して下したというのが本件事案の概要である。

2 当事者

(1) 原告

原告は、昭和30年生まれ男性である。

原告は、昭和55年4月に被告に職員として採用され、土木公園課に配属された。

その後、原告は、平成元年に被告の施設である「温室植物園」に配属され、同年7月より同所でホテルの飼育を行うようになり、平成4年には新しくできた「板橋区ホテル飼育施設」に勤務することになった（「板橋区ほたる飼育施設」は平成23年に「ホテル館」に改称されている。）。

原告は、平成26年3月28日に懲戒免職処分を受けるまで、同所においてホテルの飼育を行っていた。

(2) 処分行政庁

被告坂本健板橋区長は、原告の任命権者である。

3 懲戒免職処分が発令

平成26年3月28日、処分行政庁である被告坂本健区長は、原告に対し、地方公務員法29条1項2号及び3号により免職とする旨の懲戒処分（以下、「本件処分」という。）を行った（甲1）。

本件処分の理由は、以下の処分理由1ないし4であった（甲2）。

(1) 処分理由1

「あなたは板橋区ホテル生態環境館施設における在来種クロマルハナバチ（以下「ハチ」という。）に関する業務提携について、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、平成21年7月1日付で『板橋区ホテル飼育施設 阿部宣男』として、イノリ一企画との間で『業務提携契約書（以下「提携契約」という。）』を締結した。

その後、平成23年4月1日付で『板橋区ホテル生態環境館館長 阿部宣男』として、イノリ一企画及び財団法人登町ふれあい公社との間で、ハチの『売買契約書及び秘密保守契約書（以下「売買契約等」という。）』を締結した。

また、同施設がイノリ一企画の実質的な所在地となっており、取引相手からの送付先となっている事実を知りながら、同施設においてイノリ一企画関係者のハチ飼育を認めるなどの便宜を図り、区の本業業務ではない提携契約及び売買契約等に関するハチの生態確認作業を行った。」

(2) 処分理由2

「あなたは、平成24年2月1日から平成24年3月21日に静岡県小山町で施工された『平成23年度多目的グラウンド脇ホテル水路整備委託』において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に利益をもたらした。

また、同事業者から静岡県小山町長宛に提出された『業務代理人等通知

書』には、同事業者の主任技術者と記載されて同水路整備委託に携わっていた。

さらには、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、『板橋区ホテル生態環境館 阿部宣男』として、平成24年5月10日付文書で静岡県小山町宛に『ホテル飛翔に関する事項〔最低五年間〕』を提出し、区に歳入するべき特許実施料金を免除する旨を約束した。」

(3) 処分理由3

「あなたは、平成25年6月7日午前中に、区の本業業務ではない鶴岡八幡宮から送られてきたホテルの仕分け作業を同僚の再雇用職員等に指示し行わせた。」

(4) 処分理由4

「あなたは、ホテル生態環境館施設における平成25年12月6日深夜の施錠、翌7日早朝の解錠、平成26年1月17日深夜の施錠、翌18日早朝の解錠について、上司に無断で、区職員以外の第三者に鍵を渡し、同施設の施錠・解錠を依頼していた。同様の行為を8年程前から年数回行っており、その際の実績簿については、自身が施錠・解錠を行ったように装い虚偽報告を行った。

また、環境課から同施設の実績簿を提出するように要求されていたが、平成25年11月以降の実績簿を提出しなかった。」

4 本件懲戒処分

平成26年3月24日、東京都板橋区職員懲戒分限審査委員会が開催され、原告に対して「免職」の処分を行うことが決定された（甲3の1、2）。これを受け、平成26年3月28日付で、被告坂本区長から原告に対し、本件処分が発令された（甲1）。なお、本件における発令通知書の交付方法は、被告坂本区長から直接手交されることはなく、また、配達証明などという形式でもなく、直接原告宅のポストに入れられるという、極めて杜撰なものであった。

さらに、東京都板橋区職員懲戒分限審査委員会規則には「委員会は、必要があると認めるときは、第2条第1項の規定による諮問に係る職員、関係のある部長及び課長並びに関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる」（同規則6条）とあるが、原告が出席を求められ、意見の聴取が行われることはなかった。また、処分理由の中にその名前が出てくる、イノリー企画や有限会社ルシオラの関係者についても、出席を求められ意見の聴取が行われることはなかった。

5 行政庁による処分の取消について

本件処分は、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用・逸脱した違法なものであって、取り消されるべきものである。

最高裁も、行政庁に処分の裁量権の濫用逸脱について、以下のように述べている。「…懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられるのである…。それ故、公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。もとより、右の裁量は、恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、…懲戒権者の裁量権の行使に基づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限り違法であると判断すべきものである。」（昭和52年12月20日／最高裁判所第三小法廷／判決 最高裁判所民事判例集31巻7号1101頁等）。

すなわち、懲戒処分の前提となる非違事実には誤認がある場合や、社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合（目的違反、平等原則違反、比例原則違反、他事考慮禁止違反等）には、懲戒処分が取り消されることになる。

本件処分について、懲戒処分の前提となる非違事実には誤認があること、及び社会通念に照らして妥当性を欠いていることについては後述する。

第2 原告のあゆみ

以下では、原告がホテル館において行ってきた業務の内容を明らかにし、また、本件処分に至るまでの被告の資源環境部環境課の異様な動きを示し、その後各懲戒処分理由を検討し本件処分が違法であることを論ずる。

1 原告の幼少時代

原告は、昭和30年、東京都板橋区で生まれ、同区で育った。

原告は、原告の母が福島県大熊町出身であったことから、幼少時代の夏休みを大熊町で過ごすことが習慣であった。当時、大熊町の熊川では夜になるとホテルが飛んでいたが、幼少時代の原告はホテルの光を不気味だと思ったこと、祖母から「ホテルには先祖の霊が乗り移っている」と教えられたことから、ホテルが飛ぶと泣き出してしまうほどホテル嫌いとなってしまった。

原告は、大熊町における自然とのふれあいから、生物好きな少年となった。原告は、中学入学後は熱帯魚の飼育に熱中し、水槽の水の濾過に適した砂を探すため、様々な砂を比較する等の実験を行うなど、飼育のための研究を熱心に行った。

2 こども動物園での勤務

昭和55年4月1日、原告は、被告に採用され、土木部公園緑地課が管理するこども動物園に配属された。

原告は、こども動物園内に設立された淡水魚水族館の担当をするようになり、水槽内で里山の生態系を再現することに挑戦するなど、来館者に魚及びその生態系の魅力を伝えるための改革を実施した。

3 温室植物園での勤務とホテル飼育の開始

平成元年4月1日、原告は、こども動物園から温室植物園へ異動となった。同園では農薬使用が問題となっていたが、原告は着任早々、害虫駆除のために

施設内でテントウムシ等を飼うことで、無農薬での植物栽培を成功させた。

同年7月1日、被告公園緑地課長が原告のもとを訪れ、突如、同園でホタル飼育をするように命じた。これは、被告において昭和62年頃からホタル再生の計画があったものの、いずれも成功しておらず、無農薬での植物飼育を成功させていた温室植物園であれば、ホタルの飼育が可能でないかと考えられたためであった。

前述のとおり、原告は幼少時代の経験から極度のホタル嫌いであったため、一度はホタル飼育は自分には無理であると拒否したものの、被告土木課長より説得され、ホタル飼育の責任者となった。

4 ホタル飼育の試み

原告は、上記のとおり、被告の指示に従い、ホタル飼育を開始した。当時は、ホタル飼育に関する情報が殆ど無かったため、手探りでの飼育であった。

原告は、幼少時代を過ごした福島県大熊町においてゲンジホタルの卵を、被告の姉妹都市であった栃木県栗山村(現日光市)においてヘイケボタルの卵を、それぞれ採取し、その採取した卵を温室植物園の湿地帯部分に置いた。すると、温室植物園の環境がホタル飼育に適した条件であったためか、平成2年の初夏にはホタルが次々と羽化し、温室植物園にホタルがいると地域住民の間で話題になるようになった。この声を受け、被告は、同園の特別夜間公開を行うことを決定し、「ホタルとふれあいの夕べ」と名付けられた夜間公開を、同年7月3日から9日までの5日間実施したところ、約3000人の見物客が訪れた。

この夜間公開が非常に好評であったことから、被告は、原告に対して、本格的にホタルを飼育するよう命じた。原告は、前年はホタルが生育したものの、どのように飼育をすべきか全く分かっていなかったことから、ホタル飼育について、様々な試行錯誤をおこなうようになった。原告は、自らホタル飼育のための設備を一から作成し、ホタルの成長に適した土壌も実験を重ねて開発した。また、ホタルがサナギになるため上陸する際には、土壌が湿っている必要があるため、上陸する時期になると、夜間も施設に残り、定期的に土壌にホースで

水をまくなど、一日中懸命にホタル飼育に取り組む生活を送るようになった。

原告のこうした努力もあり、平成3年の初夏には、8000匹のホタルが羽化をした。そして、同年にも被告により第2回「ホタルふれあいの夕べ」が実施され、再び多数の区民が来園して好評を得た。この成功によって、温室植物園のホタルがさらに話題となり、原告もより一層ホタルの飼育業務に心血を注ぎ、努力するようになった。

5 「温室植物園」の廃止

このように、被告の命で始められたホタル飼育であったが、被告は、平成4年1月、突然温室植物園を閉鎖すると発表した。これは、温室植物園を廃止し、マレーシアの熱帯を再現した熱帯環境植物館を新設することになったためであった。

この決定に対し、区民からはホタルを守るため、多くの反対意見が寄せられた。原告も、ホタルにあまりにも申し訳ないという気持ちから、当時の被告石塚輝雄区長に温室植物園を存続してもらえるよう直談判をした。被告石塚輝雄区長は原告の訴えに耳を傾け、他にホタルを飼育できる施設を見つけられれば、そこをホタル飼育施設として認める旨約束をした。

原告は、代替施設探しに奔走し、平成4年5月、使用されていない区の建物を見つけ、被告石塚輝雄区長より同建物をホタル飼育施設として使用する許可を得た。これが、現在の「板橋区ホタル生態環境館」の原型である。

原告は、急きょ、温室植物園から代替施設へホタルの引っ越し作業に着手した。しかし、引っ越しが未了の段階で被告が突如解体作業を開始したため、温室植物園内に残っていたホタルの幼虫等が多数死亡する事態となった。原告は、ホタルの多数の命を奪ってしまった後悔と懺悔の念から、よりホタル飼育への思いを強くした。

6 「板橋区ホタル飼育施設」でのホタル飼育とその反響

原告は代替施設にホタルを移動させたものの、代替施設はぼろぼろの状態であった。そこで、原告自ら土木作業を行い、少しずつ設備を整えていった。ま

た、原告は、ホタル飼育には自然に近い水の流れが必要と考え、被告と交渉し、施設内にホタルの水路「せせらぎ」をも完成させた。

同代替施設は、被告石塚輝雄区長により、「板橋区ホタル飼育施設」と命名された。原告は、同施設において、ホタル飼育の研究を続け、平成25年に至るまで、ホタルを累代飼育（世代交代）するという他に類を見ない成功を収めてきたのである。

原告の研究は研究者の間でも話題となり、原告は茨城大学博士課程へ推薦を受けて入学することとなった。そして、原告は平成17年に同大学博士学位を取得し（甲4）、卒業時には、学長賞と学部長賞をダブル受賞するという極めて珍しい高評価を受けた。また、原告は、ホタルに関する研究により、平成16年度日本感性工学会の論文賞を受賞した（甲5）。これを受け、原告は、平成16年10月1日、被告石塚輝雄区長より褒状を受けている（甲6）。

さらに、被告は、原告が開発したホタル飼育方法を特許申請し、平成19年1月12日、「ホタルの累代飼育システム及び方法」として特許を取得した（特許第3902476号、甲7）。

原告は、後述するように、全国各地からホタル再生の手助けをして欲しいと依頼を受けるようになり、被告を通じて全国のホタル再生を手がけてきた。

そして、ホタル館で毎年6・7月に行われる夜間公開では、わずか6日間の開催にもかかわらず、毎年1万人以上の来場者を集め、観る者の心を癒してきた。さらに、同施設はメディアにも多数取り上げられ、被告のイメージアップに貢献してきたのである。

このように、原告は、ホタルの飼育を通じて、被告のイメージアップと他の自治体との円満な交流に大きく貢献し、多くの来場者の心を癒やすなど被告に対する区民の評価ひいては社会的評価のアップに貢献してきた（甲8、9参照）。

平成15年6月20日には、日本テレビの「ズームイン!! Super」という情報番組が、「ホタルに魅せられて」というタイトルで、ホタル館について特集した。その際、被告石塚輝雄区長は、番組内で、「このホタルについてはね、もう

どうしようもないね 阿部さんがいないと。今この施設があるおかげでね、板橋区の名前が相当響いているわけですよ。」と発言している（甲8）。

7 本件処分に至るまでの異様な経過（甲46）

以上のように、原告は、被告の意向に従い、労をいとわず創造的な作業に従事し続け、多大な功績をあげて、被告に大きく貢献してきた。

ところが、平成25年度に入り、被告資源環境部環境課は、突如として、ホタル館を閉鎖し、原告を排除しようとするに至った。被告の一連の動きは常軌を逸したものと云わざるをえず、長年ホタル館を支えてきたボランティアに対するパワーハラスメント、ホタル館の生態維持のための受託業務を行っていた業者への圧力と排除を経て、最終的に本件懲戒免職処分に至ったのである。

なお、懲戒理由には揭示されていないものの、被告は、平成26年1月27日には、原告に事前に通告することもなくホタル館の「生態調査」なるものを実施し（この「調査」が何らの専門性も備えたものでなかったことは後述する）、ホタルの幼虫は2匹しかおらずホタル飼育の実態は存在しないと事実と反する報告をし、この結果に基づいて同年1月30日に被告資源環境部長山崎氏は原告に対して部内移動として被告資源環境部環境課への異動を口頭で命じ、ホタル館業務から原告を切り離し、同年3月28日の本件処分をするに至った。

しかし、本件処分の理由として列挙された内容は、事実誤認や牽強付会に基づく不合理なものでしかない。

第3 処分理由1：能登町及びイノリー企画にかかる処分理由について

1 はじめに～処分理由の摘示

まず、上記処分理由1に関する違法性について主張する。

処分理由1の懲戒理由は、以下のとおりである。

①「あなたは、板橋区ホタル生態環境館施設における在来種クロマルハナバチ（以下「ハチ」という。）に関する業務提携について、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、

平成21年7月1日付で『板橋区ホタル飼育施設 阿部宣男』として、イノリー企画との間で『業務提携契約書（以下「提携契約」という。）』を締結した。」

②「その後、平成23年4月1日付で『板橋区ホタル生態環境館館長 阿部宣男』として、イノリー企画及び財団法人能登町ふれあい公社との間で、ハチの『売買契約書及び秘密保守契約書（以下「売買契約等」という。）』を締結した。」

③「また、同施設がイノリー企画の実質的な所在地となっており、取引相手からの送付先となっている事実を知らず、同施設においてイノリー企画関係者のハチ飼育を認めるなどの便宜を図り、区の本来業務ではない提携契約及び売買契約等に関するハチの生態確認作業を行った。」

しかしながら、以上の理由には事実誤認があり、かつ事実経過を無視したものである。

本件に関して正しく実態を理解するためには、原告がクロマルハナバチの研究を始めた経緯、及びその成果を踏まえて石川県能登町がクロマルハナバチの事業を始めた経緯等を認識する必要があるとともに、イノリー企画が登場するに至った経緯をも正確に認識する必要があるため、以下ではこの点に触れつつ摘示された処分理由の違法性を主張する。

2 原告らによるクロマルハナバチの研究及びその成果について

(1) はじめに

原告がホタルの累代飼育を長年に渡り手がけてきたことは既に述べた通りであるが、原告は平成17年頃からクロマルハナバチの研究に取り組んだ。かかる研究において得られたクロマルハナバチの飼育・繁殖に関する技術・知見は、ホタルを飼育するための環境作りに欠かすことのできない重要な意義を有するものとなっていた。

以下、原告がクロマルハナバチの研究を始めた経緯、その成果について説

明する。

(2) クロマルハナバチの研究を始めた経緯について

平成17年頃、原告は、日本の農業現場において輸入セイヨウオオマルハナバチが普及している状況を知り、それによる生態系へ及ぼす悪影響を懸念して、日本の在来種であるクロマルハナバチの生態を研究することで、日本の農業や、生態系に貢献できるのではないかと考え、高校時代の恩師である干場英弘氏（以下「干場氏」という。）や当時明治薬科大学大学院で蜂の研究をしていた綾部斗清氏（以下「綾部氏」という。）とともに、その研究を始めた。なお、原告が研究の対象としたクロマルハナバチは、原告自身が長野県小諸市から採取し繁殖させたものであり、その後もホタル館ではこの小諸市からのクロマルハナバチが飼育されていくことになる。

生態調査を始めたところ、自然界のクロマルハナバチの女王蜂は、河川敷の斜面の土の中で巣を作って越冬することが確認され、その女王蜂が越冬する土を調査してみると、抗菌作用の非常に強いバクテリアが多く繁殖していることが分かった。女王蜂が越冬するために大敵となるのは、カビ、ダニ、ウイルス等であるが、その大敵を寄せ付けないバクテリアが、女王蜂の巣の周囲半径約40cmに多く繁殖しており、女王蜂はそれぞれ、ちょうど1m間隔で巣を作っていることが確認された。

その後の調査研究の結果、原告らは、女王蜂が越冬のための巣を作ること、その周囲の土壌にそのようなバクテリアが繁殖して抗菌性の強い土壌が作られるとの結論に至った。

(3) これまでの研究の成果について

平成18年、原告は、それまでの研究の成果として、綾部氏及び干場氏とともに、「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」との名称で特許申請を行った（受理日は平成18年11月6日、出願番号は特願2006-299780）（甲10）。

同時に、原告は、上記の調査研究の結果、クロマルハナバチの研究をホタ

ルの飼育に活かすことを考えた。原告は、クロマルハナバチが日本の河川敷に置けるキーストーン種(中枢種=生態系において、個体数が少なくとも、その種が属する生物群集や生態系に及ぼす影響が大きい種)、すなわち河川敷の多様な生態系を育む環境を作るという意味において生態系の中心に位置する生物であるとの考えを持つに至った。

実際、クロマルハナバチの女王蜂を、ホタル飼育のために利用されていた「多機能バイオ用土」及び「産卵土」(後述第4参照)を敷いた木箱に入れ2か月ほど掛けて卵を産ませ、その木箱の土を、施設で飼育する水際の土の一部利用してその土に目印をおいて観察したところ、水中から上がってきたホタルの幼虫がそのままその目印に向かって進み、目印のところで地中に潜っていったのである。

それまで原告が観察してきた水中から上がってきたホタルの幼虫は、潜る場所を探してあちこち徘徊し、中には、地中に潜るまでに乾燥して死んでしまうものもいたことと比べて、明らかな違いであった。その後の研究でも、その土を使用することでホタルの羽化する割合が3割程度上がり、成虫も長生きすることが確認されている。

このように、クロマルハナバチの研究成果は、ホタルの飼育にも役立つということが分かり、後にホタル飼育に欠かせない研究となっていった。

(4) ハチの研究が区の了解のもとに行われていたことについて

原告は、予め、クロマルハナバチの研究の公益的な意義について被告にも説明しており、特段の予算付けはなされないものの、ホタル館での業務に支障がない範囲で利用することについて、当初から被告の了解を得ていた。

そして、後記のとおり、能登町がそうであったように、対外的には、原告らの当該研究は、被告の研究として認識されていた。

しかも、クロマルハナバチを飼育する過程で、ホタルの飼育に利用できる用土が作られることから、被告は、その用土を無償でもらいうけ、平成22年から同24年までの間で合計約800万円、それまでかかっていたホタル

の飼育に必要な幼虫の上陸用の用土や濾過材購入のための経費を削減させており、被告としても少なからぬメリットを受けていたものである。

かかる経緯のとおり、原告によるクロマルハナバチの研究は、当初から被告の了解のもとで行われ、区の研究、区の事業の一環として行われていたもので、原告のホタル飼育に関連する職務として認識されていたのである。

3 能登町におけるクロマルハナバチ事業の開始

(1) 事業を始めた経緯

能登町は、国内の農業の現場で広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下、「外来生物法」という。)に規定する特定外来生物として指定されて平成18年9月1日から使用制限にかかっていること、他方で、被告職員である原告及び共同研究者らが国産のクロマルハナバチの増殖法に関する研究を行い、上記特許申請をしていることに着目して、平成18年頃からクロマルハナバチの飼育生産を検討し、被告から協力を得られることを前提として、試験飼育に取り組むことを決定した(事業主体は財団法人能登町ふれあい公社であり、その代表である理事長は能登町長自身である。財団法人能登町ふれあい公社については、以下、単に「ふれあい公社」という)。

そして、事業化にあたっては、生態系に悪影響を及ぼす輸入セイヨウオオマルハナバチに代わるものとして国産のクロマルハナバチを飼育生産して流通させ事業化することに成功できれば、日本の農業や生態系の保全に多に貢献できるものであり公益的意義があることから、能登町は国の補助金を申請して事業展開をしたのである。

(2) 事業計画の概要

能登町は、上記事業を開始するにあたり、被告に接触して協力を求めた。被告としてはクロマルハナバチの供給事業自体をすることはできなかったため、クロマルハナバチを能登町に供給するのは民間の株式会社武蔵野種苗園

(以下「武蔵野種苗園」という。)が担い、能登町は直接的には武蔵野種苗園からハチの供給を受け、武蔵野種苗園及び能登町は、被告職員である原告から技術協力・指導を受けて事業を実施するというスキームを構築した。

なお、供給業者となった武蔵野種苗園は、被告の長年の指定業者であった。

このスキームについては、能登町広報誌にも以下のように記されているとおりであり、当然被告もこのスキームを了解・認識していたものである(甲12)。

「この事業は板橋区ホテル飼育施設の特許を使用し、共同研究している(株)武蔵野種苗園(東京都)から女王バチを仕入れて能登町が生産、小泉製麻(株)(兵庫県)が販売を請け負うという形で進められ」る。(同広報誌5頁)

4 クロマルハナバチの飼育とホテル館との関係

(1) クロマルハナバチ飼育とホテル館との関係

能登町が上記のように着目したのは国産のクロマルハナバチの増殖法に関する特許であり、この技術を利用することにより、クロマルハナバチの増殖が短期間に容易になると考えて取り組み始め、被告に接触してきた。

(2) 能登町からの接触

ア 被告或いはホテル館への来訪等

能登町から被告や原告に対する接触は平成18年の末から始まっている。

まず、平成18年12月22日、能登町中係長他2名が、クロマルハナバチの農業での活用法の件についてホテル館を訪問している(甲13の1)。

平成19年3月9日には、能登町山本助役外3名がクロマルハナバチの飼育の件でホテル館を訪問している(甲13の2)。そして、その後の同年4月頃、研修・人材育成が必要ということで、能登町は職員を武蔵野種苗園に派遣して研修させている。

平成20年1月30日、能登町持木町長みずからホテル館を視察している(甲13の3)。

平成20年5月16日、ふれあい公社福地副理事長外2名がクロマルハナバチの件で来館している。(甲14の1)

平成20年7月29日、能登町持木町長が夜間公開鑑賞に訪れ、その後、被告坂本健区長も参加した反省会にも参加しており(甲14の2)、持木町長は被告坂本区長に対して、原告やボランティアらのいる反省会の場でクロマルハナバチ飼育事業への協力に対する謝意と今後の協力の継続を依頼し、被告坂本区長も「全面的に協力する」とこれに応じて固く握手を交わしている。

平成20年9月21日、ふれあい公社田原所長がクロマルハナバチの件でホテル館を訪問している(甲14の3)。

当然、このような推移の中で、能登町は原告からの協力を得るために被告に文書での依頼もしている(なお、以下では現時点で原告の手元にある能登町関係の文書を提示するが、被告には能登町あるいはふれあい公社からのすべての文書が保管されている)。

平成20年5月1日には「在来種マルハナバチ飼育繁殖に關しての依頼」が能登町持木町長から被告坂本区長宛てに送られている。この中で能登町長は「板橋区ホテル飼育施設における在来種クロマルハナバチ通年安定供給する研究は貴区のみが成功しています。クロマルハナバチ等の商業生産、実用化する上で、板橋区ホテル飼育施設にご協力、お力添え無しには実現できません」とし、能登町は事業遂行のために、被告の協力のもと原告の研究成果を利用することが不可欠であると申し添えて、能登町からの職員の派遣及び研修等を受け入れてもらいたいとしているのである(甲11)。

イ 平成21年試験飼育開始前の小括

平成21年から能登町はいよいよ試験飼育を正式に開始するのであるが、その以前も活発に被告及びホテル館を訪問し、依頼文書も送付する等、クロマルハナバチ飼育に向けての具体的に取り組みを開始していたのは上記のとおりである。

特に平成20年7月29日の夜間鑑賞会後の反省会では、被告坂本区長と持木町長が同席し、被告坂本区長は能登町の事業に関して引き続いて協力を約束しているのであり、被告が能登町の取組を十分に認識し、これに賛同して協力していた姿勢を理解することができるのである(甲16)。

5 事業開始前後の経過

(1) 平成21年3月8日の合意書に至るまで

能登町は、平成21年4月1日からの試験飼育開始に向け、それまでの事前準備からいよいよ、平成21年に入って動きを一層活発にしていく。

平成21年1月19日には、ふれあい公社田原所長外2名がクロマルハナバチの件でホテル館を訪問している(甲14の4)。

平成21年2月4日には、「能登町クロマルハナバチ試験飼育生産の開始について(ご案内)」と題する書面が上記同様に能登町長から被告坂本区長宛てに送られている(甲17)。この中で、能登町側は「日頃よりは、クロマルハナバチ試験飼育生産に多大なるご尽力とご協力を賜り心より感謝申しあげます」とし、ホテル館との関係について感謝の意を表明しているのであり、このことは当然に被告に伝わっている内容である。そして、試験飼育の関係各者調印式が同年3月8日に能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設において予定され、原告を招聘することが文書上も明示されている。

同年2月4日の文書に続いて、平成21年2月9日付で「能登町クロマルハナバチ試験飼育開始に向けての研修会開催について(ご案内)」と題する文書がふれあい公社からホテル館に宛てて出されている(甲18)。

平成21年2月17日には、2月4日付けの能登町長からの文書同様、「能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る研修会講師派遣について(依頼)」と題するふれあい公社から被告坂本区長宛ての依頼文が送られている(甲19)。

原告は、これらの一連の文書を踏まえて、ホテル館を主管するエコポリスセンター所長の決裁のもと、同センター川平係長(当時。以下、単に「川平

係長」という。)からの指示を受けて、3月8日には、能登町クロマルハナバチ試験飼育生産施設に赴いている(甲14の5)。

そして、このような中で、平成21年3月6日には、能登町と武蔵野種苗園との間では合意書が交わされる(甲20)。

合意書の主要な内容は以下のとおりである。

「(目的)

第1条 本事業は、日本市場におけるトマト等果菜類の栽培に使用する質の高い授粉用クロマルハナバチ…を国内市場において安定供給することができるように、試験飼育生産、調査等を行うことを目的とする。

(試験飼育生産期間)

第2条 試験飼育生産にかかる期間は、最大で平成21年4月1日より平成23年3月31日まで…とする。」

なお、武蔵野種苗園が、この合意書によって能登町へ供給するクロマルハナバチは、能登町の職員が石川県で採取して提供をしたものを繁殖させたものであって、ホテル館がそれまで飼育してきた小諸市から採取したものととは区別されるものである。

(2) 平成21年3月8日の合意書以後

試験飼育が開始となってからも能登町と被告とのやり取りは続いていく。

平成21年5月8日には、能登町の佐野課長他1名がクロマルハナバチの飼育の件でホテル館を訪問している(甲14の6)。

平成21年7月15日、能登町は、被告に対して、環境問題に関する取り組みについて協力することを目的として「板橋区・能登町エコポリス協定」締結の提案をしている(甲21、22)。能登町の提案文書には、能登町の取り組みとして、ホテル館の協力により、国産クロマルハナバチの試験飼育生産を行っていること、女王蜂の購入及び飼育生産した商品の購入について、武蔵野種苗園及び小泉製麻と「合意書」を締結して業務を行っていることが記載されている(甲23)。

平成22年1月23日、ふれあい公社田原所長、中山氏がクロマルハナバチの飼育の件でホテル館を訪問している(甲14の7)。

また、平成22年3月2日付で「能登町クロマルハナバチ試験飼育に係る技術指導の講師派遣について(依頼)」と題する文書がふれあい公社から被告坂本区長宛てに送られている(甲24)。もちろん、ここでの依頼講師は原告であり、原告はエコポリスセンター所長の決済のもと同川平係長の指示を受けて3月25日に講演を行っている。

平成22年4月28日、能登町の小川氏外2名がクロマルハナバチのことでホテル館を訪問している(甲15の1)。

平成22年5月10日付で「国産クロマルハナバチ試験生産技術取得にかかる研修生の受入及び指導について(依頼)」と題する文書が能登町長から被告坂本区長宛てに送られ(甲25)、この依頼を受けて、被告は、平成22年6月から8月までの3か月間、ふれあい公社の職員2名を研修生として受け入れ、ホテル館で原告の指導のもとで研修することを認めている。

平成22年10月9日、ふれあい公社の2名がクロマルハナバチの繁殖の件でホテル館を訪問している(甲15の2)。

平成23年1月29日、能登町佐野課長、小浦局長、田原クロマルハナバチ飼育施設長がホテル館を訪問している(甲15の3)。

平成23年3月8日付けで、能登町長から被告坂本区長宛てに、「国産クロマルハナバチ飼育生産技術取得にかかる研修生受入及び指導について(依頼)」とする文書が送付され(甲26)、ホテル館での研修生の受け入れについてホテル館施設職員、つまり原告の協力を求めている(但し、この研修は大震災によって中止となった)。

6 武蔵野種苗園の撤退とイノリー企画の登場

(1) 武蔵野種苗園の撤退

平成23年3月31日、それまで能登町の事業のためにクロマルハナバチ

を供給してきた武蔵野種苗園は、当該事業から撤退し、能登町との合意期限が終了することになる。その原因は、武蔵野種苗園の経営的な事情によるものであり、平成22年末頃から撤退が検討され、平成23年3月11日の大震災で武蔵野種苗園の施設が被災したことで決定的となった。

他方、能登町としては、クロマルハナバチの飼育事業を国の補助金を使って遂行しているということでもあり(甲27参照)、せっかく立ち上げた農政や環境によい事業を停滞させたくないという判断もあって、被告の協力のもと原告の技術指導を受けながらクロマルハナバチの供給業務を継続して担う主体を必要としており、武蔵野種苗園の撤退が検討されていた平成22年末頃から、撤退した場合に後任をどうするかが懸念事項とされていた。

原告にもその相談があり、原告が被告の川平係長と相談した際には、被告においてクロマルハナバチを供給するという案も出たものの、結局、被告自身の手で供給事業自体を行うことは困難ということとなり、その結果、武蔵野種苗園の元パートで、それまで長年にわたりホテル館でボランティアをしていた駒野いづみ(以下「駒野氏」という。)が、個人事業「イノリー企画」として武蔵野種苗園の業務を引き継ぐことになった。

なお、イノリー企画は、平成22年のホテル館での鑑賞会で、駒野氏がオリジナルTシャツを販売し、被告へ寄付するプロジェクトを行おうとしたところ、被告から、個人名ではなく別の事業体として行うよう指示を受けたため、駒野氏が代表者となって立ち上げた事業体であり、その際には、正式に被告からTシャツ販売の許可を得ており、被告坂本区長もそのTシャツを購入している(甲28)。

(2) イノリー企画が引き継ぐにあたっての費用の問題等について

そして、後任当事者の問題だけではなく、平成22年から23年にかけて、能登町からは、販売単価の引き下げの依頼があり(結局、イノリー企画は7,350円/匹から引き下げられた単価4,500円/匹で販売することとなった。)、他方、被告側からは、ロイヤリティーないし施設使用料名目で500

円/匹相当を能登町に請求するかどうかの議論があった。

というも、能登町の事業を継続するためには、原告による技術指導が不可欠であり、被告が引き続き能登町に協力するにあたって、被告職員である原告にその指導をさせることが予定されていたこと、また、当初、武蔵野種苗園を引き継ぐイノリー企画においてクロマルハナバチを飼育する場所がなかったためホテル館の場所を利用することが考えられていたことから、被告の担当者としては、被告の人的・物的資源を利用する以上、何らかの費用を請求するべきではないかという話が出たのである。

この500円を請求するか否かについて、原告は、被告川平係長と相談しており、その過程を能登町の担当者にメールで伝えている（甲29）。ただ、最終的には、被告としては、これまで原告のクロマルハナバチの研究のために何ら費用負担をしておらず、また、仮にイノリー企画が能登町へ供給するクロマルハナバチの飼育のためにホテル館を利用したとしても、被告として費用負担が増えるわけでもなく、むしろ、クロマルハナバチの飼育によりホテル館は水道光熱費の削減の実績があり、用土をもらい受けることでホテル館飼育のための用土購入費の削減など少なからぬ利益が上がっていたことから、経済的な負担のない被告が能登町に対して費用負担を請求することは出来ないという結論に至った。

最終的に、原告は、被告川平係長から、被告坂本区長からの伝達事項として500円の請求はしないで能登町に協力してやってくれという連絡を受けている。

以上のとおり、被告は、武蔵野種苗園の撤退後イノリー企画が後任となって業務を引き継ぐことについて十分に認識し、これを前提に能登町に対する費用請求を検討していた経緯があったのであって、また、被告として能登町の事業に引き続き協力することを前提に、能登町と契約を結ぶイノリー企画がホテル館でクロマルハナバチの飼育を行うことをも認めていたものである。

（もともと、実際には、イノリー企画は、当該事業の理解者である不動産

業を営む者から、ハチ飼育のために東京都板橋区成増1-28-9所在の物件を破格の待遇で提供されたため、能登町へ供給するハチ飼育のために、ホテル館を利用することはなかった）。

（3）イノリー企画による能登町への供給事業

イノリー企画は、平成23年4月1日付で「売買契約書及び秘密保守契約書」（甲30）をふれあい公社と締結し、代表駒野とともに武蔵野種苗園でクロマルハナバチの事業を担当し、事業撤退とともに武蔵野種苗園を離れた綾部氏他4名らとともに、能登町に対するクロマルハナバチの供給事業を始めた。

イノリー企画としては、能登町の事業のため、能登町及び被告からの依頼を受けて公益的に価値ある事業を担っているという責任感や、それまでボランティアとして関わってきたホテル飼育のためという使命感から当該事業を担っていたのであり、これによって経済的に利益を得ようと考えていたものでないことは言うまでもない。

なお、イノリー企画が能登町へ供給するクロマルハナバチは、能登を含む北陸一帯に生息する種であるのに対して、ホテル館で原告が研究のために飼育していたクロマルハナバチは、原告が長野県小諸市で採取し繁殖させた種であり、もともとDNAが異なるものであったことは既述のとおりである。

結局、能登町のクロマルハナバチの販売事業は思い通りには進まず、平成23年末をもって休止することとなった（甲31）。

当然、能登町の事業のために、供給事業を引き受けたイノリー企画としても、クロマルハナバチ飼育事業は基本的に停止することとなった。

（4）平成24年以降のイノリー企画の活動について

平成24年以降、イノリー企画は、能登町へクロマルハナバチを供給するという当初の目的がなくなったことから、ほとんど専らボランティアとして、ホテル館におけるホテル飼育やクロマルハナバチの研究等の支援を行うこととなった。

そして、同年5月22日、被告資源環境部の大迫部長、同部環境課矢島課長らが、ホテル館を訪れ、原告同席のもと、イノリー企画代表者駒野氏、綾部氏らに対して、図面でビジネスモデルを示してクロマルハナバチ供給事業に関する提案を行った(甲32)。

被告大迫部長らの説明の内容は、当時、研究のために細々と行っていたクロマルハナバチの飼育を事業として展開するというものであり、イノリー企画にNPO法人を立ち上げてもらい、被告が同法人と協定を締結してホテル館施設を貸し出し、クロマルハナバチを飼育して販売するなどの事業による収益で、当時無償のボランティアとして研究の手伝いをしている駒野氏らへの人件費を支払おうというものであった。

この提案は結局具体化することはなかったが、かかる提案がなされた事実は、被告が、クロマルハナバチに関する事業におけるイノリー企画の役割を十分に認識していたことを示すとともに、ホテル館でホテル飼育のボランティアとして意義ある活動をしていたと十分に認識していたことを示すものである。

(5) イノリー企画の事業に関する原告の関わりについて

武蔵野種苗園が撤退した以降も、被告が能登町の事業に対する協力を撤回したことはなく、原告は、武蔵野種苗園の事業を引き継いだイノリー企画に対しても、被告の了解のもとで、平成23年末まで技術指導を行ってきた。具体的には、イノリー企画が飼育したクロマルハナバチを能登町へ送付するにあたり、原告がその個体に問題がないかの生態確認作業を行うというのが主であり、そのほか能登町からホテル館に送られてきたクロマルハナバチ死亡個体について、その原因を調査し原因を究明し能登町へ回答するようなことも求められた。これらは当初から被告が能登町へ約束した協力の範囲内のものであることは言うまでもない。

なお、平成23年4月1日付売買契約書及び秘密保守契約書(甲30)には、原告のなすべき行為について次のように記載されている(なお、甲がイ

ノリー企画、乙が能登町の事業を担うふれあい公社、丙が原告である。)。これらは、イノリー企画がこの事業を武蔵野種苗園から引き継ぐに至った経緯を踏まえれば、契約書に記載があるか否かを問わず、原告がその職務として当然に行うべき行為である。

「第4条 新女王蜂の再生産

(1) 乙は、甲から購入した女王蜂が生育し、コロニーを形成し、製品として成り立ったコロニーが諸原因で販売が出来ず、余剰となった新女王蜂及びコロニーを事前連絡、確認の上、丙に送る事が出来る。」

「第9条 飼育技術及び生体情報の提供

甲及び丙は乙に対し、本契約締結後、乙の要請に応じ、生態情報及び技術情報を文書等によって提供する。乙は、本条によって提供される情報は、厳重に管理し、乙の代表者、および担当職員以外に開示しないものとする。」

また、平成21年7月1日付の「業務提携契約書」(甲33)であるが、これはそもそも平成23年4月1日の同日に交わされた文書であって、もちろん平成21年のものではありえない。イノリー企画は平成21年当時存在していなかったし、このことを被告は当然認識している。

この文書は、新しい契約の相手方としてイノリー企画が登場したため、能登町が対外的に信用上の問題をクリアーするために要求してきて作成したものに過ぎない。

7 被告の懲戒処分理由づけについて

被告の挙げる能登町に関連する懲戒理由は、いずれも事実誤認に基づくものである。

(1) 処分理由① ハチの生態確認作業が本来業務でないとの事実誤認について
被告は、原告に対する処分理由において、「区の本来業務ではない提携契約

及び売買契約等に関するハチの生態確認作業」を行った旨指摘する。

しかし、原告が行っていたハチの生態確認作業は、被告が能登町から依頼を受け、能登町のクロマルハナバチの試験飼育ないし販売事業についての協力のために、原告に行かせていた業務であって、区の業務として行うべきものである。

すなわち、平成18年末から、被告は能登町からの依頼を受け、クロマルハナバチの試験飼育ないし販売事業のために原告に技術指導をさせ、継続して協力してきたのであり、これまで一度も、協力を辞めるなどということとはなかった。

能登町は、クロマルハナバチの試験飼育ないし販売事業を成功させるには、クロマルハナバチの繁殖、飼育等に関する特許を申請した実績のある原告の技術指導が不可欠であるとして、被告に対して原告の技術指導を依頼するなど何度も協力を依頼してきた。また、原告による指導協力への謝意を伝えていることは能登町の被告宛て発送文書から明らかである。

特に、平成20年7月29日、ホテル館で行われた夜間鑑賞会後の反省会では、観賞のために来館した能登町町長がこれまでの被告の協力に謝意を伝え今後の協力を依頼し、同席していた被告坂本区長も引き続いて協力することを約束して、両者が固い握手を交わしているのである（甲16）。

もちろん、原告は、被告の能登町に対する協力に関して、経過をエコポリスセンターの川平係長に伝え、その了解のもとで能登町及び能登町にクロマルハナバチを供給していた武蔵野種苗園・イノリー企画に対して技術指導を行っていた。

クロマルハナバチの供給を担っていた武蔵野種苗園が撤退せざるを得なくなった際にも、被告が能登町への協力を継続することを当然前提として、能登町の事業を滞らせないようどうするかについて川平係長と相談し、被告の了解のもとで技術指導を続けてきたものである。

以上のとおり、原告が行っていたクロマルハナバチの生態確認作業は、原

告の上記技術指導の一環であることは明らかであり、「区の本業業務」として行われたものであって、かかる事実と反する認定に基づいてなされた懲戒理由はまったく根拠がない。

(2) 処分理由① 無断でイノリー企画と業務提携契約を締結したとの事実誤認について

被告は、原告に対する処分理由において、「業務提携について、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、平成21年7月1日付で『板橋区ホテル飼育施設 阿部直男』として、イノリー企画との間で『業務提携契約書（以下「提携契約」という。）』を締結した」と指摘する。

しかしながら、まず、そもそもこの日付で契約を締結したとする事実認定の下に判断を下しているということ自体、本件の処分理由が全く事実経過を踏まえていないものであることを示すものである。

平成21年時点では武蔵野種苗園が能登町との間での合意のもとで業務を遂行していたことは被告も十分に承知しているところであり、他方、イノリー企画は、平成22年夏のホテル館での夜間鑑賞会で被告の許可を受けてTシャツを販売し売上金を被告に寄付するために被告の指示を受けて立ち上げた事業体であって、平成21年7月1日当時は存在していなかった。

被告は、平成21年7月の段階で、イノリー企画が能登町との関係において当事者となることがありえないことを十分に認識していたにもかかわらず、平成21年7月1日付けでの契約締結を問題にし、事実経過を全く無視して、本件の処分理由としているのである。

そして、当該提携契約書の実際の作成経緯は、能登町のクロマルハナバチの試験飼育ないし販売事業のためにクロマルハナバチを供給していた武蔵野種苗園が当該事業から撤退し、イノリー企画が後任となるにあたり、能登町にとっての対外的信用の問題をクリアーするために能登町側から求められて作成したに過ぎないものである。

被告は、能登町の事業に対する協力を行うにあたって、原告に技術指導をさせて、その協力業務の遂行を専ら原告に任せていたのであるから、原告の権限は能登町の事業に対する協力業務の遂行であって、能登町の要請による当該提携契約書の作成はその権限を越えるものとみることはできない。

これらの事実経過を踏まえれば、原告とイノリー企画が当該文書を作成したことは、被告の能登町の事業に対する協力を遂行するものとされていた原告の権限の範囲内であり、到底、懲戒理由たり得ない。

(3) 処分理由② イノリー企画及びふれあい公社とのハチの売買契約締結について

被告は、原告に対する処分理由において、「平成23年4月1日付で『板橋区ホテル生態環境館館長 阿部宣男』として、イノリー企画及びふれあい公社との間で、ハチの『売買契約書及び秘密保守契約書（以下「売買契約等」という。）』を締結した。」と指摘する。

しかし、当該部分については、そもそも何ら問題となりえない事実を摘示するのみで、懲戒理由となること自体がまったく理解不能である。

上記のとおり、被告は、イノリー企画が武蔵野種苗園に代わって能登町に対するクロマルハナバチの供給事業を担うこととなった経緯を十分に認識しており、被告の能登町に対する協力行為として、原告が武蔵野種苗園の後任であるイノリー企画に引き続き技術指導を行うことは十分に了解済みであった。

そして、当該契約書において、原告は売買契約当事者になったものではなく、当該契約書の作成の有無に拘わらず、被告が能登町の事業に協力を行うにあたり、被告の職員として原告が担う技術指導の一環として当然になすべき行為が記載されているに過ぎない。もちろん、かかる形式も能登町の要請に基づいている。

これらの事実経過を踏まえれば、原告が、当該契約書の作成に関わったことは、被告の能登町の事業に対する協力を遂行するものとされていた原告の

権限の範囲内であり、到底、懲戒理由たり得ない。

(4) 処分理由③ イノリー企画に対して便宜を図った等との事実誤認について

被告は、原告に対する処分理由において、「同施設（代理人注：ホテル館）がイノリー企画の実質的な所在地となっており、取引相手からの送付先となっている事実を知りながら、同施設においてイノリー企画関係者のハチ飼育を認めるなどの便宜を図り、区の本来業務ではない提携契約及び売買契約等に関するハチの生態確認作業を行った。」と指摘する。

しかし、この点に関しても、全くの事実誤認である。

まず、ホテル館がイノリー企画の実質的な所在地となっていたという指摘自体事実と異なるが、そもそも、被告は、当時、能登町の事業に引き続き協力することを前提としており、武蔵野種苗園を引き継ぐイノリー企画がハチを飼育するためにホテル館を利用することを認めていたものであって、仮に、イノリー企画が同施設を利用したとしても、何ら問題とされる謂れはない。実際には、上記のとおり、イノリー企画は、能登町へ供給するためのクロマルハナバチの飼育施設として成増に場所を確保できたことから、イノリー企画が能登町に供給するハチをホテル館で飼育したことはないのである。

したがって、イノリー企画が被告の了解もないままに原告から便宜供与を受けていた事実は全くなく、また、原告が行った生態確認作業等は、上記7

(1) で既に述べたとおり、被告が能登町に約束していたクロマルハナバチの試験飼育ないし販売事業遂行のための協力行為そのものであり、被告の職務として行われたものである。

(5) 小括

以上のとおり、被告の挙げる能登町及びイノリー企画に関して示された懲戒処分理由は、いずれも事実に基づかず、誤った事実を前提としてなされた処分であるから、到底、懲戒理由たりえない。

第4 処分理由2：小山町にかかる処分理由について

1 はじめに～処分理由の摘示

次に、上記処分理由2に関する違法性について主張する。

処分理由2たる静岡県小山町（以下、「小山町」という。）に関する原告の懲戒免職の理由は、以下の通りである（甲2）。

- ①「あなたは、平成24年2月1日から平成24年3月21日に静岡県小山町で施工された『平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託』において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に利益をもたらした。」
- ②「また、同事業者から静岡県小山町長宛に提出された『業務代理人等通知書』には、同事業者の主任技術者と記載されて同水路整備委託に携わっていた。」
- ③「さらには、上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、『板橋区ホタル生態環境館 阿部宣男』として、平成24年5月10日付文書で静岡県小山町宛に『ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]』を提出し、区に歳入すべき特許実施料金を免除する旨を約束した。」

しかし、上記の処分理由には事実に誤認があるほか、これまで原告が被告の了承のもとに、ホタル再生の技術指導を行ってきた事実経過を無視するものであり、何ら懲戒免職を根拠づけるものではない。小山町に関する処分理由を検討するうえでは、原告がこれまでホタル再生支援に携わってきた経緯及び実績、被告が特許権を取得し、特許実施料金を取得するに至った経緯等を踏まえる必要があるため、以下これらの事実関係についても詳論する。

2 原告のホタル再生支援の実績

- (1) 平成3年から平成24年まで130件以上のホタル再生支援を行ってきたこと

原告は、1991（平成3）年以降、地方自治体、企業や個人からホタル

再生について相談を受けて協力を求められると、被告の了承を得て、被告から現地に職員として派遣されて、ホタル再生の技術指導を行ってきた（甲34）。

1991（平成3）年から2012（平成24）年までの22年の間に、原告がホタル再生の相談を受けて実際に技術指導を行い、生態水槽又は水路制作に携わった場所は、130カ所以上にも上る。これは、実際にホタル再生支援を実現した件数であるが、ホタル再生の実施にまで至らなかった相談や問い合わせを含めれば、毎年約300件以上の相談や問い合わせを受けていた。

(2) 特許権を取得したこと

原告は、ホタル館において、5年以上は不可能と言われたホタルの累代飼育（世代交代）を10年以上継続して実現させてきた。また、当時ホタルの乱獲がなされたり、原告の技術に似せた商品を売る業者が現れたりするなど、ホタルの再生にとって必ずしも好ましくない状況があった。被告は、原告の実績を踏まえ、ホタル再生を適正に実現させるために、原告に特許を出願してはどうかと提案し、2002（平成14）年1月23日に発明者を原告とし、発明の名称を「ホタルの累代飼育システム及び方法」として特許申請をした。被告は、2007（平成19）年1月12日に特許を取得した（特許第3902476号、甲7）。

(3) 発明料／特許使用料に関する費用の取り決め

被告は、これまで原告を通して、無償でホタル再生支援を行ってきたが、特許出願後はホタル再生の技術指導について、一定の金銭を取得するか否かを検討することになった。被告は、特許出願後特許取得前までは発明料として、特許取得後は特許使用料として、ホタルの飼育のための生態水槽の製作について20万円、ホタル水路「せせらぎ」の製作について120万円をホタル再生支援の希望者から取得することを決定した。

ただし、平成3年以降、被告は原告を通して公益目的のためにホタル再生

支援を行ってきたものであるから、平成14年1月の特許申請以前にすでにホタル再生の相談や協力を求められたものの実現に至らず、再度平成14年1月以降にホタル再生の協力を求められ実施することになった場合には、発明料/特許使用料は取得しないことが決定された。

そして、平成14年1月以前にホタル再生の相談を受けたか否かについてもっともよく事情を知る人物は原告であるから、発明料/特許使用料を取得しない場合については、原告が平成14年1月以前にホタル再生の相談を受けたかどうかを確認し、原告の意見に基づいて判断されることになった。

(4) 平成14年1月以降、発明料/特許使用料を取得せずにホタル再生支援を行った例が多数あること

平成14年1月以降、被告がホタル再生支援をおこなった件数は70件以上であるが、このうち発明料/特許使用料を取得しなかった件数は30件以上である。

3 被告の特許を使用したホタル再生の実現には、原告の存在が必要不可欠であること

被告の特許を使用してホタル再生を希望する者は、被告に対して、原告の職員派遣の依頼連絡文を送り、被告の了承を得て、被告が原告を派遣することになる。

もっとも、ホタル再生には環境的な条件が必要であり、その場所がそもそもホタルの累代飼育に適していなければ、水路制作をしても無駄に帰することになる。そのため、原告はホタル再生の相談を受けると、被告の了承を得て、必ず再生場所の現地調査に行く。

ホタルの再生、累代飼育には、環境土壌とそこに生息する細菌類の活性化、さらにそれに接する飼育水が大きな役割を果たす(甲35)。中でも、ホタルの生息に適した土壌を整えることは非常に重要である。

原告は、試行錯誤を重ねつつ、ホタル再生を実施する際、その土地の環境に

適した土を、その都度現場で複数の種類の土を調合するなどしてきたが、平成14年には、株式会社広瀬(以下「備広瀬」という。)と共同して、ホタル再生のために適した①多機能バイオ用土、②蚕殖土(ほうしょくど)を開発した(甲36)。この①多機能バイオ用土、②蚕殖土の特許は、備広瀬が取得した。原告は、これらの土を開発した後は、ほとんどの場合、ホタル再生支援を行う際にはこれらの土を使用した。

原告は、ホタル再生場所で、植物、地場、水の流れ、土壌、水質を確認し、人がホタル鑑賞するのに適しているか、安全であるか、交通の便などを確認する。そして、その場所の土壌、水質を調査した結果、その土地の特性に合わせて、必要な濾材の種類、量を決定する。その際、①多機能バイオ用土、②蚕殖土の成分配合もその場所の特性にあわせて調整すると、備広瀬に依頼して、標準的な成分割合よりも特定の成分を高く又は低くするなど指示を出して、その土地にあった①多機能バイオ用土、②蚕殖土を、いわばオーダーメイドする。

さらに、水路を制作する時は、必要な濾材をどの場所にどのように配置するかを現場で指示して、配置する。

このように、原告の細やかな指示や関与のもとで、ホタル再生のための水路が制作される。つまり、被告の特許である「ホタルの累代飼育システム及びその方法」は、原告が、ホタル再生場所の特性を考慮して、必要な材料の種類と量を決定し、実際に現場でそれらをどのように配置するかを指示しなければ、実現させることができないのである。ここに、原告が派遣されることの必要性があるのである。

4 有限会社ルシオラがホタル再生事業に関わるようになった経緯

有限会社ルシオラ(以下「ルシオラ」という。)は、2003(平成15)年12月25日に茨城大学のベンチャー企業として設立された(甲37)。事業内容は、ホタル等動植物の生息環境の再生、河川や池及び湖沼等の水質浄化全般、用土・資材・機材等の開発協力及び取扱いなどである(甲37)。設立当初は、

茨城大学の稲垣照美助教授が代表者を務めていたが、2009（平成21）年に体制が変わり、深田芳恵氏（以下「深田氏」という。）が代表者となった。なお、原告は、ルシオラ設立後現在に至るまで、ルシオラの役員になったことはなく、ルシオラから金銭を受領したこともない。

ルシオラは、平成16年10月以降、被告のホタル再生支援を、物的・人的供給の側面でサポートしてきた。すなわち、ルシオラは、地方自治体、企業や個人が被告の特許を使用してホタル再生を希望する場合に、複数の業者から生態水槽、水路制作のために必要な材料を調達して、ホタル再生の依頼元に供給し、水路制作のための人員の手配をし、依頼元が被告の特許を使用したホタル再生を実現できるようにしてきたのである。

ルシオラが、平成16年10月以降、被告のホタル再生支援に関わった件数は50件を超える。

ルシオラは、平成16年10月にホタル再生支援に携わって以降、(株)廣瀬との間で、①多機能バイオ用土、②螢殖土を独占的に販売することを合意し、ルシオラが(株)廣瀬からこれらの土を仕入れ、ホタル再生希望者に対して供給してきた。つまり、ルシオラは独占的に①多機能バイオ用土、②螢殖土を販売していたため、ホタル再生希望者は、ルシオラから材料の提供を受ける必要があったのである。

5 原告が小山町のホタル再生に関わり、水路整備に至るまでの経過

(1) 平成10年にホタル館を訪れ、ホタル再生を相談していること

1998（平成10）年4月8日、小山町職員と町民が5名、ホタル館を訪れた。原告は、かつて小山町では至るところでホタルが見られたが、今では消えてしまったので、ホタルを再生させたいとの相談を受けた（甲34・11頁）。

この相談を受けて、当時被告の緑化教育指導員であった大平武久氏が、小山町を現地調査に訪れた。しかし、このときは予算等の問題があり、ホタル

再生事業を実現させるまでには至らなかった。

(2) 原告は被告に特許使用料が発生しないことを伝え、被告は了解の上で原告を事前調査に派遣していること

2011（平成23）年9月29日、静岡県小山町の込山町長他1名が、ホタル館を訪れた。原告は、込山町長からマニフェストでホタル再生を謳ったので、翌年（2012（平成24）年）にはホタルを飛ばせるようにしたいとの相談を受けた。このとき、原告は、以前小山町関係者が相談に来たことを覚えていたので、込山町長に対し「以前に相談に来られたことがありません」と説明したうえで、来年にホタルを飛ばせることはできると伝えた。小山町は、特許使用料120万円がかからないことに安堵し、また、原告が来年にホタルを飛ばせるとの発言には驚いていた。

この相談を受けた後、原告は、ルシオラの深田氏に連絡をして、小山町からホタル再生の相談を受け、実現の見込みが高いことを伝えた。

原告は、ホタル再生場所の調査をするため、原告の上司にあたるエコポリスセンター川平係長に小山町から相談を受けたことを報告し、了承を得た。その際、小山町は平成14年以前に相談を受けているため、特許使用料は発生しないことを告げ、了承を得た。

2011（平成23）年10月13日、原告はルシオラの深田氏らと共に小山町を訪れた。小山町から5か所のホタル再生候補場所を案内され、どの場所がホタル再生に適した場所であるかを確認した（甲38）。

(3) ルシオラと小山町との間で、委託業務契約が締結されたこと

深田氏は、ホタル再生の水路制作にあたって必要な材料は、他では手に入らないものが多く、ルシオラで一手に取り扱っているため、ルシオラが必要な材料を供給していることを小山町に説明した（甲39）。また、ルシオラが水路制作作業に必要な人員を調整することも説明し、小山町はこれを了解したため、ルシオラと小山町との間で以下の通り、業務委託契約が締結された

(甲40)。

委託業務：「平成23年度が目的グラウンド脇ホタル水路整備委託」

履行期間：平成24年2月1日(着手)～平成24年3月21日(完了)

業務委託料：659万4000円

このとき、小山町からの要請で、ルシオラは深田氏を業務代理人として定め、原告を主任技術者とする文書を作成した(甲41)。

(4) 小山町が原告の職員派遣を依頼し、被告が原告を派遣したこと

2012(平成24)年2月3日、小山町込山町長が、「平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託事業に伴う職員派遣について(お願い)」を被告坂本区長に送付し、ホタル生育に適した環境を保つための水路整備実施につき、同月26日、27日に、原告の職員派遣を依頼した(甲42)。被告は、これを受けて、原告を小山町に派遣することを決定し、2012(平成24)年2月26日、27日、原告の指揮監督のもと、小山町多目的グラウンド脇において、ホタル再生のための水路が制作された(甲42、43)。2012(平成24)年5月10日、原告は、小山町からの要請を受けて、小山町に対して「ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]」を交付した(甲44)。

6 被告の懲戒処分の理由づけについて

被告の挙げる小山町及びルシオラに関連する懲戒理由は、いずれも事実誤認に基づくものである。

(1) 処分理由① 小山町水路整備にあたりルシオラを紹介した事実等について

被告は、原告に対する処分理由において、「あなたは、…静岡県小山町で施工された『平成23年度…ホタル水路整備』において、有限会社ルシオラを紹介し施工させることにより、同事業者に利益をもたらした。」と指摘する。

しかし、ホタル再生のための水路制作には、材料、制作のための人員を確保する必要がある。被告の特許を使用するとしても、被告がこうした材料の手配

や人員の調達を行うものではないため、他の業者がホタル再生希望者に対して、材料等を手配することになる。材料の調達や人員の確保した結果として業者が利益を得ることは、経済活動としていわばごく自然のことである。

ルシオラは、小山町がホタル再生を実現するために、ホタル再生に必要な材料や人員を小山町に供給したものである。しかも、ルシオラは、必要な材料の一部を独占的に販売している業者である。なぜ、ルシオラが小山町と業務委託契約を締結し、必要な材料や人員を手配し、利益を得たことが原告の懲戒免職理由となるのか、全く理解に苦しむところである。

なお、当該処分理由では、原告が小山町のホタル再生事業をルシオラに施工させたかのように記載されているが、正しくない。

小山町のホタル再生の水路制作の業務委託契約の主体は、あくまでも小山町とルシオラである。小山町が、ホタル再生事業を実施のため、材料を揃える必要性から、必要な材料を提供できるルシオラと「平成23年度多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託」の委託業務契約を締結したのである。

よって、当該処分理由は、いかなる意味において原告の懲戒処分を基礎づけるのか全く不明である。

(2) 処分理由② 小山町水路整備に携わった事実等について

被告は、原告に対する処分理由において、原告が「同事業者(代理人注：ルシオラ)から静岡小山町長宛に提出された『業務代理人等通知書』には、同事業者の主任技術者と記載されて同水路整備委託に携わっていた。」と指摘する。

しかし、既に述べた通り、被告の特許を使用してホタル再生を実現するためには、その場所がホタル再生に適した環境かを判断するため、その場所の植物、地場、水の流れ、土壌、水質等を確認し、その場所の特殊性によって、材料の種類と量を決定し、①多機能バイオ用土、②螢殖土の配合成分をも調整しなければならない。現に、小山町は富士山のみもとにあり、もともとその土の成分として鉄分が多かったため、原告は、①多機能バイオ用土、②螢殖土の鉄分を少なくするよう(備)広瀬に注文している。そして、原告は、水路制作の際は、実

際に現地で、どのように濾材を配置するかを指示し、現場の指揮監督をしたのである。

このように、被告の特許を使用してホタル再生の水路制作を実現させるには、原告の存在が必要不可欠である。

被告は原告を被告の職員として、ホタル再生支援のために小山町に派遣し、原告が小山町のホタル再生に携わることを承認しているのであるから、原告がその場で指揮監督することは、被告の職務の一貫として行うものである。

ルシオラが小山町から求められて作成した「業務代理人等通知書」に原告を主任技術者と記載することは、いわば、特許内容の実現のために原告が果たす役割を明確化したにすぎない。

よって、処分理由②は、いかなる意味において原告の懲戒処分を基礎づけるのか全く不明である。

(3) 処分理由③ 無断で小山町の特許実施料金を免除したとの事実について

被告は、原告に対する処分理由において、原告が「上司の判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がないにもかかわらず、『板橋区ホタル生態環館 阿部宣男』として、平成24年5月10日付文書で静岡県小山町宛てに『ホタル飛翔に関する事項〔最低五年間〕』を提出し、区に歳入すべき特許実施料金を免除する旨を約束した。」旨指摘する。

ア 被告は小山町から特許使用料を取得しないことを認識、了承していたこと

しかしながら、上述の通り、被告は、平成14年1月23日に特許出願して、発明料/特許使用料を取得することになったものの、平成14年1月以前にホタル再生の相談を受けた者からは発明料/特許使用料を取得しないことを決定していた。

小山町は、平成10年4月にホタル館を訪れてホタル再生を相談していたので、特許使用料を取得しないことになったのである。このことは、原告が、平成23年10月13日に事前調査に行く前に被告に報告し、被告が原告に派遣を命じていることから、被告が認識・了解していたことは明らかであ

る。

なお、平成14年1月以前に相談を受けていたために発明料/特許使用料を取得せずにホタル再生に協力している事例は、小山町を含め30件以上ある。原告は、これらのホタル再生支援について、全て被告の了解を得て、被告の職員として派遣され、生態水槽、水路制作の技術指導に携わっている。被告の了承なしにこのようなホタル再生支援を実現することは不可能であって、被告が発明料/特許使用料の取得に関し、特許取得以後も無償で行うことがあることを了解していたことは明らかである。

よって、原告は「上司に判断を仰がず、また、区的意思決定を経ることなく、権限がない」にもかかわらず、小山町に特許使用料は発生しないと説明したのではなく、明らかに事実に基づかない指示である。

イ 特許実施料を原告が「免除」した事実は存在しないこと

原告は、2012(平成14)年5月10日付の「ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]」において、「板橋区と特許に関わる契約が必要となりますが、小山町とは特例として契約はしてなくても契約しているのと同等若しくは同等以上の環境を構築致します。」と述べているが(甲44)、これは、被告の平成14年1月以前に相談を受けた者からは、発明料/特許使用料を取得しないという決定に基づくものである。よって、原告が原告の独断で特許使用料を「免除」したのではない。また、この文書において「免除する」という記載はない。

小山町も、2012(平成24)年2月3日付の職員派遣のお願いという文書において「以前から交流のある阿部宣男様の職員派遣を御配慮いただきますようお願い申し上げます。」(下線部代理人)と述べているのであり(甲42)、これは、小山町が平成10年にホタル館を訪れてホタル再生を相談していたことを意味するのである。

ウ 処分理由③に関する小括

以上から、原告が、被告の意思決定を経ることなく、特許実施料を免除し

た事実は存在しない。こうした取り扱い、被告も従前から十分に認識していたものである。よって、かかる理由に基づく懲戒免職処分は全く合理性を欠き、違法である。

7 小括

以上述べたところから、小山町のホタル再生事業に関して示された懲戒処分理由は、いかなる意味において、それらが原告の懲戒処分を根拠づけるのかその関連性が不明瞭であり、かつ、事実認識を誤っている上、合理性を欠くものである。

原告は、ホタルの累代飼育、ホタル再生を実現させ、被告の特許とし、被告の歳入源を生み出した。そして、被告の特許を他の場所で適正に実現させるために、誠実に必要な職務行為を行ってきたのである。平成14年1月以前の相談者から発明料/特許使用料を取得しないとしたことは、被告の決定に基づくものである。被告は、小山町を含め30件以上のホタル再生支援において、発明料/特許使用料を取得していないのであって、被告の了承なしに、このような運用がなせるはずもない。

よって、小山町にかかる本件処分理由に基づく懲戒免職処分は、権限濫用も甚だしく、違法を免れない。

第5 その他の処分理由

1 処分理由3：鶴岡八幡宮にかかる処分理由について

(1) はじめに～処分理由の摘示

ここでは、処分理由3に関する違法性について主張する。処分理由3たる鶴岡八幡宮に関する懲戒処分の理由は、以下のとおりである。

「あなたは、平成25年6月7日午前中に、区の本来業務ではない鶴岡八幡宮から送られてきたホタルの仕分け作業を同僚の再雇用職員等に指示し行わせた。」

しかし、当該理由にも、明らかな事実誤認がある。

(2) 事実経過

ア 原告の職務

原告は、ホタルの累代飼育に関する特許をもってホタル館の業務を遂行すると同時に、上記第4小山町に関する部分で説明したとおり、その特許を活かして全国各地のホタル飼育にかかわってきた。特許の遂行としては、生態水槽の提供とホタルの水路「せせらぎ」づくりによるホタル飼育の大きく二つに分かれていた。もちろん、これらの特許に基づく作業の提供は、被告の意思決定に基づくものであった。

イ 鶴岡八幡宮に対するホタル育成補助

2004年(平成16年)1月頃、鶴岡八幡宮教学研究研究所所長の加藤健司(以下、「加藤氏」という。)がホタル館を訪れ、原告に対し、鶴岡八幡宮のホタル育成を手伝ってほしいと要請した。

鶴岡八幡宮では、もともとホタルが生息していた柳原神池という池があったが、柳原神池は参道から奥まった場所に位置していたので、参拝者がホタルを觀賞するには不向きであった。そこで、柳原神池に生息するホタルを使って参道付近に生態水槽を作成し、生態水槽でも参拝者が鶴岡八幡宮のホタルを觀賞できるようにしたいという要請があった。加藤氏からの要請を受け、原告は被告に相談し、被告と鶴岡八幡宮は2004年(平成16年)3月18日に契約を締結した(甲45)。原告は、同契約に基づき、同月中に鶴岡八幡宮に生態水槽を作った。

このような経緯から2004(平成16)年以降、2013(平成25)年までの10年間、原告は鶴岡八幡宮における柳原神池や生態水槽等におけるホタル飼育を補助してきた。

ウ 仕分け作業

生態水槽の維持はもちろんのこと、鶴岡八幡宮からは、産卵させるために成虫の雄雌を仕分けも依頼された。ホタルの雄と雌を見分けるのはホタルの

専門家でない困難であり、また、ホタルは繊細な生物であるから仕分けや孵化等の際に適切な温度を保つなどの特殊な作業環境を必要とするものであったため、生態水槽の維持・提供そのものではないものの、その仕分けを断るのはかえって鶴岡八幡宮に対する板橋区の信用を損なうものであるし、ホタルの飼育にとって付随する業務と認識して仕分け作業を行ったものである。

実際、鶴岡八幡宮については、最初の3年間は独自で市販の虫籠等を使って雌雄を仕分けし産卵させようとしていた。しかし、市販の虫籠では温度が調整できず、また産卵のための苔も上手く維持することができなかつたため、上手く産卵させることができなかった。そのために原告に対してこの仕分け作業の依頼があったのである。

エ 2013（平成25）年6月7日の仕分け作業

原告は、2013（平成25）年6月7日午前中、鶴岡八幡宮から送られたホタルの雌雄仕分け作業（以下、「本件仕分け作業」という。）を、同僚の再雇用職員らに指示した。同僚の再雇用職員らは、同日3時間ほどかけて、同仕分け作業を行い、雌1匹と雄2匹の約500組の計1500匹のホタルを容器（ボンカップ）に封入した。

（3）被告の懲戒処分の理由について

ア ホタル飼育支援業務

原告は、ホタルの累代飼育に関する特許をもってホタル館の業務を遂行してきたと同時に、その特許を活かして、被告の了承のもと、平成3年から平成24年までの間に130件以上の全国各地のホタル飼育にかかわってきており、土の調合などのホタル飼育に付随する作業を行ってきたのであるから、そうしたホタル飼育に付随する作業がホタル飼育支援業務として原告の業務に含まれていることは客観的に明らかである。

特に鶴岡八幡宮との間では、本件生態水槽契約が締結されており、同契約第1条では、被告が、鶴岡八幡宮に対し、ホタルの累代飼育システム及び方法（甲7、特許第3902476号）の実施権を許諾していたのである。

したがって、鶴岡八幡宮におけるホタルの飼育に付随する業務は、ホタル飼育支援業務として原告の業務に含まれるものである。

イ 仕分け作業の位置付け

原告は、ホタルに交尾を行わせ産卵させるため、雄と雌を仕分けて、それぞれ1匹ずつのつがいにして容器に詰めるというホタルの飼育にとって付随する作業といえる仕分け作業を鶴岡八幡宮から求められた。仕分け作業にはホタルの雄と雌を見分けるための技術と、ホタルの生態に影響を与えないための作業環境が必要であるところ、鶴岡八幡宮においては、それらの技術と作業環境を用意することができなかつたためである。

原告は、それまでの他の生態水槽契約者との関係で、そうしたホタル飼育に必要な技術や作業環境を持たない場合に、契約の趣旨に則り、ホタルの飼育に付随する作業として、飼育支援業務の一環としてホタル館のスタッフの技術や作業環境を提供してきた。鶴岡八幡宮との関係においても、ホタルの仕分け作業を行う技術と作業環境がないと判断して協力をしたのである。

すなわち原告は、契約の趣旨に則り、ホタル飼育のために必要な協力と理解して、ホタル飼育の付随する作業としてホタル飼育支援業務の一環として本件仕分け作業を実施したのである。

ウ 小括

よって、本件処分理由に関しては、本件仕分け作業が区の本来業務として行ったものとも言い得るし、また少なくとも契約に伴って社会通念上相当な行為として作業を提供したものであって、到底懲戒免職の理由を構成するものではない。

2 処分理由4：施錠解錠および取締簿にかかる処分理由について

（1）はじめに～処分理由の摘示

最後に、処分理由4の懲戒理由について検討する。当該処分理由4の懲戒理由は以下のとおりである。

「あなたは、ホテル生徳環境館施設における平成25年12月6日深夜の施錠、翌7日早朝の解錠、平成26年1月17日深夜の施錠、翌18日早朝の解錠について、上司に無断で、区職員以外の第三者に鍵を渡し、同施設の施錠・解錠を依頼していた。同様の行為を8年程前から年数回行っており、その際の手帳については、自身が施錠・解錠を行ったように装い虚偽報告を行った。」

「環境課から同施設の取締簿を提出するように要求されていたが、平成25年11月以降の取締簿を提出しなかった。」

(2) 被告の懲戒処分理由前半部分について

ア 第三者に鍵を預けていた事実について

確かに、原告はホテル館の鍵を第三者に預けた事実があった。その相手は樋口都久二氏（以下「樋口氏」という。）であり、樋口氏は「ホテルを飛ばす会」の会長として、これまで20年以上ボランティアとして毎日のようにホテル館に来館し、水槽等の周りの点検・視認の作業をしていた人物であった。樋口氏は、ホテル館が現在のところへ移転した当初から20年以上に渡ってホテル館を手伝ってきた実績を有していたのである。

また、樋口氏へ鍵を預けたのは、原告がどうしても朝ホテル館へ行くことのできないときや、夜所用があつて早めにホテル館を退出せざるを得ないような場合に、鍵を被告職員へ渡すことのできない状況であったときに限定されている。

ホテル館内の温度・湿度・水温等の計測は夜9時以降も継続的に行っているものでもあり、原告がどうしても不在とならざるを得ない場合には、樋口氏にその任をお願いしていたということである。そして、そのようなことが行われていることは、これまで被告資源環境部環境課の職員は認識していた。例えば、夜間鑑賞会の夜に原告が別のホテル飼育のための場所に赴く必要があつてホテル館を早めに出してしまうときに、被

告エコポリスセンターの庶務係長の職にあつた浅井係長に樋口氏に施錠をしてもらうことを告げており、同職員はそのことを了解していた。

確かに、原告は第三者に預けることもあるが、その実態は被告も知るところであった。

イ 懲戒理由に掲示されている日のことについて

平成25年12月6日は原告の友人の通夜があり、その通夜に行くために同日夜の施錠と翌7日の解錠を樋口氏に依頼をした。

平成26年1月17日も外での用件がありホテル館にすることができない状況であったため、樋口氏に同日の施錠と翌日の解錠をお願いしたのである。

ウ 虚偽報告との点について

取締簿をみると、確かに書類上は原告の名前で施錠・解錠をしたことになっている。しかし、そのような体裁にしているのは、被告の側からの指示であった。上記アで論じたとおり、被告は原告以外の者が施錠をしていることも知悉していたものの、被告職員以外の者の名称を区の書類上に掲示することは好ましくないとして、原告に対し原告の名前を記述するように求めたため（これもエコポリスセンターの庶務係長から言われたことである）、原告は、被告の指示に従い、自身の名前を記すに至つたに過ぎない。

そしてこれらの実態は、ホテル館が多くのボランティアによって支えられていたことを物語っているのでもあり、被告はこの実態を積極的に受け止めていた。

原告は、虚偽の申告をしていたのでは決してない。

(3) 被告の懲戒処分理由後半部分について

最後に取締簿の提出に関する懲戒理由に関しては、ここに記述されている「提出するよう要求」という事実がそもそも存在しない。確かに原告が取締簿を提出していないことは事実であるが、被告環境課からの提出要求自

体がなく、事実の基礎を欠いている。

第6 手続的瑕疵

1 本件に関する手続について

上述したように、東京都板橋区職員懲戒分限審査委員会規則には（懲戒分限審査）「委員会は、必要があると認めるときは、第2条第1項の規定による諮問に係る職員、関係のある部長及び課長並びに関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる」（同6条）とある。

それにもかかわらず、原告が出席を求められ、意見が聴取されることはなかった。

2 告知・聴聞の機会の不存在について

地方公務員法27条1項には、懲戒処分に関する公正性について定めがある。かかる点に鑑みると、「懲戒処分の中でも、被処分者の地方公務員としての身分そのものに重大な不利益を及ぼす懲戒免職処分については、とりわけ処分の基礎となる事実の認定等について被処分者の実体上の権利の保護に欠けることのないよう、適正、公正な手続を履践することが要求されているというべきである。かかる観点からすると、懲戒免職処分の基礎となる事実の認定に影響を及ぼし、ひいては処分の内容に影響を及ぼす相当程度の可能性があるにもかかわらず、弁明の機会を与えなかった場合」には、裁量権の逸脱があるものとして、当該懲戒免職処分は違法となる（旭川地裁平成23年10月4日判決）というべきである。

本件においては、原告が懲戒分限審査委員会への出席を求められることはなかった。そのため、原告には告知・聴聞の機会が与えられなかった。

なお、本件では、処分説明書（甲2）に、イノリー企画やルシオラに関する記載がある。同社らが原告に対する懲戒免職処分の「関係者」であることは明らかであるところ、同社らの代表者等が懲戒分限審査会への出席を求められることもなかった。

さらに、本件においては、原告が懲戒免職処分を受ける以前に、原告訴訟代理人渡邊彰悟（以下「渡邊弁護士」という。）から被告に対して、2014（平成26）年3月22日付「意見書」（甲46）が送付されていた。当該意見書には、処分理由1、2、4について、被告から問題と指摘されていた事実に関し、原告の意見が記載されている（甲46、5頁ないし10頁）。当該意見書は平成26年3月24日午前中に被告に到達している（甲47）。同日午前中に上記分限審査委員会が開催されており、そこで原告の懲戒免職処分との結論が出され、同月28日の処分通知となっている。このように、意見書が十分に検討された形跡は認められない。

また、渡邊弁護士は、同月27日に被告人事課の豊田氏と電話でやりとりし、「28日に原告が板橋区に来所するように求められているのは、何らかの処分がなされるからであるのか」と問いただしたところ、豊田氏は「そのことについては伝えられない」と回答した。そこで、処分がなされることを懸念した渡邊弁護士が「補充の意見と資料を提出するので、処分をするという方向であれば、送付する意見と資料を受領してそれを踏まえた検討をしてからにするように」と求めたことに対し、豊田氏は意見と資料が送付されることについては了解をしたのである。

そうであるにもかかわらず、被告は、翌28日に、原告に対して処分をしたのである。

しかも、その処分の告知の方法は電話でのやりとりのみであって、原告に対して「懲戒免職とする」と告知し、文書は自宅に投函しておくという杜撰なものであった。かかる告知方法は異様であって、適正手続きのかけらもない。

上記「意見書」が送付されている以上、被告としては、原告に対して懲戒分限審査委員会への出席を求め、意見を述べる機会を与えるべきであった。しかも、補充の意見と資料の存在も代理人である渡邊弁護士から送付されることもありうることを承知しながら、これを待たずに結論を出したのである。

このように、被告は、原告を懲戒分限審査委員会に出席させず、かつ、原告からの弁解の機会（意見書の補充）をも認めなかった。

以上のとおり、被告は、原告に対し十分な告知・聴聞の機会を与えないまま本件処分を行っているのであるから、被告には、本件処分に係る手続について、違法がある。

第7 精神的損害

原告は、被告において、昭和55年から33年間もの長きにわたり、勤務してきた。また、原告は、平成元年から25年以上にもわたって、被告のために、ホテル飼育を行ってきた。被告は原告の業績を前提としてホテル夜間鑑賞会を行ってきたところ、そこには毎年1万人以上の鑑賞者が訪れてきた。

それだけでなく、原告は、被告の指示に従い各自治体等でホテル再生の技術指導を行い、被告にホテル再生にかかる技術・知識について特許をとらせたなど、原告がホテル再生支援及びその技術構築についてこれまで22年間にわたって被告に大きく貢献してきた。

ところが、被告は、かかる原告の功績を葬り去り、事実に基づかない理由により、かつ不適切な手続によって、原告を懲戒免職処分としたのである。

原告は、被告から懲戒免職処分を受けたことにより、その意に反して職を失い、賃金によって生活する術を奪われた。また、原告は、本件処分により、四半世紀にもおよぶ長期間携わってきたホテルの飼育をも奪われた。そして、突如、かかる違法な内容の処分を違法な手続きによって下された原告は、耐え難い不安と強い精神的苦痛を強いられ、尊厳を深く傷つけられたのである。

さらに、被告は、多くの人々に認識しうる形で、原告に対する懲戒免職処分を行った。すなわち、被告は、原告の懲戒免職処分をインターネット

上の区のホームページで公開しているところ、被処分者の氏名こそ公表していないが、「板橋区ホテル生態環境館勤務であった被処分者」との記載がされている。原告が被告ホテル生態環境館勤務であったことは有名であることから考えると、被告のホームページ上の記載によって原告が懲戒免職処分を受けたことが知れ渡る状態になっており、この点、原告の名誉が大いに毀損されている。

よって、上記のように、本件処分により原告が著しい精神的苦痛を被っているのであるから、慰謝料の金額は金500万円を下回ることはない。

第8 弁護士費用

本件にかかる原告の弁護士費用は50万円である。

第9 結語

以上より、原告は被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

以上

証拠方法

別添証拠説明書記載のとおり

附属書類

1	訴状副本	1通
2	甲号証写し	各2通
3	訴訟委任状	1通

(別紙)

当事者目録

〒174-0046 東京都板橋区蓮根1-1-22-201
原 告 阿 部 宣 男

〒160-0004 東京都 新宿区四谷1-18-6 四谷プラザビル4階
いずみ橋法律事務所(送達場所)
電 話 03-5312-4815
FAX 03-5312-4543
原告訴訟代理人弁護士 渡 邊 彰 悟
同 本 田 麻奈弥
同 小田川 綾 音

〒100-6617 東京都 千代田区丸の内1-9-2
グラントウキョウサウスタワー17階
大本総合法律事務所
電 話 03-5224-4555
FAX 03-5224-4556
同 高 井 信 也

〒104-0061 東京都 中央区銀座2-5-5 共同ビル2階
星総合法律事務所
電 話 03-3563-3263
FAX 03-3561-5900
同 中 島 広 勝

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階
東京共同法律事務所
電 話 03-3341-3133
FAX 03-3355-0445
同 小 川 隆太郎

〒120-0034 東京都足立区千住3-98-604
千住ミルディスII番館
弁護士法人北千住パブリック法律事務所
電 話 03-5284-2101
FAX 03-5284-2104
同 永 里 桂太郎

〒102-0085 東京都千代田区六番町1 自治労会館3階
電 話 03-3261-5767
FAX 03-3261-5766
同 細 川 潔

〒108-0014 東京都 港区芝4-3-11 本芝ビル2階
弁護士法人東京パブリック法律事務所三田支所
電 話 03-6809-6200
FAX 03-5765-5750
同 山 下 優 子

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
被 告 板 橋 区
同代表者兼処分行政庁 板 橋 区 長
坂 本 健